

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和4年4月25日

月曜日

第4925号

目次

告示	
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	1
公告	
○随意契約の相手方等の公示	3

告知

富山県告示第190号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により県営吉松地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月25日

富山県知事 新田 八郎

1 縦覧に供すべき書類

県営吉松地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年4月25日から

令和4年5月27日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第191号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営打尾谷ため池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営打尾谷ため池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年4月25日から

令和4年5月27日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法

律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

公 告

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗原検査キット 90,780回分
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社医学生物学研究所 東京都港区芝大門二丁目11番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
69,900,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号